

変更1 資産割を廃止します

資産割は医療分、後期高齢者支援分において平成29年度まで課税していましたが、近年は土地の有効活用が難しく、保有が必ずしも利益を生み出すものではないと思われることから廃止しました。

変更2 課税限度額を引き上げます

所得に応じた課税負担の範囲を拡大するため、医療分の賦課限度額を54万円から58万円に引き上げました。

変更3 低所得世帯に対する保険税軽減を拡大します

同一世帯に属する世帯主と、特定同一世帯所属者や国保加入者の前年中の所得の合計額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減の範囲を拡大するため、平成30年度より軽減措置判定の基準額を次のとおり変更します。

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度へ加入したことにより国保を脱退した方で、それ以後世帯主が変わらない同じ世帯に属している方(世帯主の場合は引き続き世帯主である方)のことです。

軽減の割合	平成30年度	平成29年度
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	33万円+(27万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数)以下	33万円+(49万円×被保険者数)以下

※基準額に用いる被保険者数は、特定同一世帯所属者と国保加入者を足した数です。

税率等改定による年税額の変更例

		平成29年度	平成30年度
40歳代の単身者	給与収入90万円 低所得による軽減有	固定資産税 0円 … 18,200円 →	23,900円
	固定資産税 3万円 … 33,200円 →		
70歳代の単身者	給与収入200万円	固定資産税 0円 … 133,800円 →	189,700円
	固定資産税 3万円 … 148,800円 →		
40歳代の夫婦と子1人	年金収入150万円 低所得による軽減有	固定資産税 0円 … 15,200円 →	18,800円
	固定資産税 3万円 … 30,200円 →		
70歳代の夫婦	給与収入300万円	固定資産税 0円 … 247,200円 →	360,500円
	固定資産税 3万円 … 262,200円 →		
70歳代の夫婦	年金収入200万円 低所得による軽減有	固定資産税 0円 … 71,700円 →	98,500円
	固定資産税 3万円 … 86,700円 →		

※収入額が低く、固定資産税がかかっていた世帯においては、年税額が下がる場合があります。

平成30年度から国民健康保険税の税額・税率等が変わります

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116・117

国民健康保険(国保)の事業は、国民健康保険税(国保税)と国、県からの負担金等によって賄われていますが、高齢化等を理由に医療費は増加傾向となっており、財政は厳しい状況です。

各年度で不足する額については、被保険者の負担増とならないよう平成12年度から税率を据え置いて一般会計からの繰入金に依存して運営をしてきました。しかし、一般会計における多額の繰出金が村の事業運営にも支障をきたしており、税額等の見直しが必要となりました。

広報みほ(平成29年12月号)でもお知らせしたとおり、平成30年度から国保の運営が県単位化されました。それにより、村から県へ支払う国保事業費納付金を納めるための標準税率が県より示されました。

この税率を参考に、新たな税率等を次のとおり改定し、また、保険税の負担の公平性を図るために3点の変更を行いました。

改定により被保険者の皆さんにはご負担をお願いすることとなりますが、厳しい財政状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。



平成30年度 国保税率改定内容

下記A～Cの合計額が国保税です。

課税区分		平成30年度	平成29年度	増減
A 医療分	平等割額(1世帯あたり)	22,100円	19,600円	+2,500円
	均等割額(被保険者1人あたり)	25,400円	16,100円	+9,300円
	所得割額の税率	8.0%	5.1%	+2.9P
	資産割額の税率	廃止	35.0%	皆減
	課税限度額	580,000円	540,000円	+40,000円
B 後期高齢者支援分	平等割額(1世帯あたり)	7,200円	8,400円	-1,200円
	均等割額(被保険者1人あたり)	8,300円	6,900円	+1,400円
	所得割額の税率	2.7%	2.3%	+0.4P
	資産割額の税率	廃止	15.0%	皆減
C 介護分	課税限度額	190,000円	190,000円	増減なし
	均等割額(被保険者1人あたり)	17,300円	10,000円	+7,300円
	所得割額の税率	1.6%	0.8%	+0.8P
	課税限度額	160,000円	160,000円	増減なし

※Cの介護分は、40歳～64歳の被保険者の方に対してかかります。